

目 次

A. ボイラー及び圧力容器安全規則

第1条	(定義)		A-1-1
第2条	(伝熱面積)		A-2-1
第3条	(製造許可)		A-3-1
第5条	(構造検査)		A-5-1
第6条	(構造検査を受けるときの措置)		A-6-1
第7条	(溶接検査)		A-7-1
第8条	(溶接検査を受けるときの措置)		A-8-1
第9条	(就業制限)		A-9-1
第10条	(設置届)		A-10-1
第12条	(使用検査)		A-12-1
第13条	(使用検査を受けるときの措置)		A-13-1
第18条	(ボイラーの設置場所)		A-18-1
第20条	(ボイラーの据付位置)		A-20-1
第23条	(就業制限)		A-23-1
第24条	(ボイラー取扱作業主任者の選任)		A-24-1
第25条	(ボイラー取扱作業主任者の職務)		A-25-1
第28条	(附属品の管理)		A-28-1
第32条	(定期自主検査)		A-32-1
第33条	(補修等)		A-33-1
第38条	(性能検査等)		A-38-1
第40条	(性能検査を受けるときの措置)		A-40-1
第41条	(変更届)		A-41-1
第42条	(変更検査)		A-42-1
第49条	(製造許可)		A-49-1
第51条	(構造検査)		A-51-1
第52条	(構造検査を受けるときの措置)		A-52-1
第53条	(溶接検査)		A-53-1
第54条	(溶接検査を受けるときの措置)		A-54-1
第55条	(就業制限)		A-55-1
第56条	(設置届)		A-56-1
第57条	(使用検査)		A-57-1
第59条	(落成検査)		A-59-1
第65条	(附属品の管理)		A-65-1
第68条	(補修等)		A-68-1

第70条（就業制限）	・	A-70-1
第73条（性能検査等）	・	A-73-1
第75条（性能検査を受けるときの措置）	・	A-75-1
第76条（変更届）	・	A-76-1
第77条（変更検査）	・	A-77-1
第81条（使用再開検査）	・	A-81-1
第84条（検定）	・	A-84-1
第89条（補修等）	・	A-89-1
第90条の2（検定）	・	A-90.2-1
第91条（設置報告）	・	A-91-1
第95条（補修等）	・	A-95-1
第107条（免許の有効期間）	・	A-107-1
第125条（適用除外）	・	A-125-1

B. ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準

第2条（製造設備等の基準）	・	B-2-1
第3条（溶接施行法試験の実施）	・	B-3-1
第4条（溶接施行法試験の溶接の条件）	・	B-4-1
第5条（溶接施行法試験の方法）	・	B-5-1
第6条（溶接施行法試験結果の判定）	・	B-6-1
第7条（曲げ試験片の形状、寸法及び試験の方法）	・	B-7-1

C. 機械等検定規則

第1条（個別検定の申請等）	・	C-1-1
---------------	---	-------

D. ボイラー構造規格

第1条（主要材料）	・	D-1-1
第2条（材料の使用制限）	・	D-2-1
第3条（材料の許容引張応力）	・	D-3-1
第5条（材料の許容圧縮応力）	・	D-5-1
第8条（胴又はドームの板の厚さ）	・	D-8-1
第9条（内面に圧力を受ける胴又はドームの板の最小厚さ）	・	D-9-1
第11条（鏡板の形状の要件）	・	D-11-1
第12条（ステーナシ鏡板の最小厚さ）	・	D-12-1
第13条（鏡板の補強しない穴）	・	D-13-1
第14条（ステーナシによって支えられない平板等の最小厚さ）	・	D-14-1
第20条（炉筒又は火室の板の最小厚さ）	・	D-20-1

第26条	(ステーボルト等)	D-26-1
第31条	(ステーによって支えられる平板等の最小厚さ)	D-31-1
第33条	(ボイラーに設ける穴)	D-33-1
第34条	(胴、管寄せ等に設ける穴の補強)	D-34-1
第35条	(煙管等の最小厚さ)	D-35-1
第36条	(煙管等の厚さの最小値)	D-36-1
第37条	(円筒形管寄せの強さ)	D-37-1
第38条	(長方形管寄せ)	D-38-1
第40条	(フランジ)	D-40-1
第41条	(管又は管台の取付け)	D-41-1
第43条	(溶接方法)	D-43-1
第44条	(溶接部に設ける穴)	D-44-1
第46条	(溶接後熱処理)	D-46-1
第47条	(溶接部の要件)	D-47-1
第48条	(溶接部の機械試験)	D-48-1
第49条	(試験板)	D-49-1
第50条	(機械試験の種類等)	D-50-1
第51条	(引張試験)	D-51-1
第57条	(放射線検査)	D-57-1
第59条	(放射線検査の方法及び合格基準)	D-59-1
第61条	(水圧試験)	D-61-1
第62条	(安全弁)	D-62-1
第63条	(過熱器の安全弁)	D-63-1
第66条	(圧力計)	D-66-1
第68条	(温度計)	D-68-1
第69条	(ガラス水面計)	D-69-1
第71条	(水柱管との連絡管)	D-71-1
第73条	(給水装置)	D-73-1
第75条	(給水弁と逆止め弁)	D-75-1
第77条	(蒸気止め弁)	D-77-1
第78条	(吹出し管及び吹き出し弁の大きさと数)	D-78-1
第84条	(自動給水調整装置等)	D-84-1
第95条	(逃がし弁及び逃がし管)	D-95-1
附則		D-附則-1

E. 小型ボイラー構造規格

第1条	(材料)	E-1-1
-----	------------	-------

第2条	(材料の許容引張応力)		E-2-1
第3条	(圧力を受ける部分の厚さ)		E-3-1
第4条	(銅の板の最小厚さ)		E-4-1
第6条	(皿形鏡板等の最小厚さ)		E-6-1
第7条	(ステーによって支えられない平板の最小厚さ)		E-7-1
第16条	(水管の最小厚さ)		E-16-1
第21条	(溶接)		E-21-1
第23条	(水圧試験)		E-23-1
第27条	(小高計等)		E-27-1
第28条	(ガラス水面計)		E-28-1
第30条の2	(温水温度自動制御装置)		E-30.2-1

F. 圧力容器構造規格

第1条	(主要材料)		F-1-1
第2条	(材料の使用制限)		F-2-1
第3条	(材料の許容引張応力)		F-3-1
第5条	(クラッド鋼の許容引張応力)		F-5-1
第6条	(材料の許容圧縮応力)		F-6-1
第7条	(材料の許容曲げ応力)		F-7-1
第9条	(厚さの許容寸法)		F-9-1
第10条	(板の厚さ)		F-10-1
第11条	(腐れ代)		F-11-1
第12条	(内面に圧力を受ける円筒胴又は球形胴の板の最小厚さ)		F-12-1
第13条	(外面に圧力を受ける円筒胴又は球形胴の板の最小厚さ)		F-13-1
第14条	(内面に圧力を受ける円すい胴の板の最小厚さ)		F-14-1
第16条	(管の強さ)		F-16-1
第17条	(鏡板の厚さの制限)		F-17-1
第18条	(鏡板の形状の要件)		F-18-1
第19条	(中低面に圧力を受けるステーなし鏡板の最小厚さ)		F-19-1
第20条	(鏡板の補強しない穴)		F-20-1
第21条	(内面に圧力を受ける円すい体形鏡板等の最小厚さ)		F-21-1
第22条	(中高面に圧力を受けるステーなし鏡板の最小厚さ)		F-22-1
第23条	(中高面に圧力を受ける鋳鉄製鏡板の最小厚さ)		F-23-1
第25条	(ステーによって支えられない平板等の最小厚さ)		F-25-1
第26条	(管ステーによって支えられない平管板等の最小厚さ)		F-26-1
第27条	(伸縮継手)		F-27-1
第28条	(ステーの断面積等)		F-28-1

第30条	(スチーによって支えられる平板等の最小厚さ)	F-30-1
第31条	(第一種圧力容器に設ける穴)	F-31-1
第32条	(のぞき窓)	F-32-1
第33条	(穴の補強)	F-33-1
第34条	(管及び管台等のねじ込みによる取付け)	F-34-1
第35条	(胴、鏡板、管板等に管、管台等を取り付ける場合)	F-35-1
第36条	(フランジ)	F-36-1
第37条	(皿形ふた板に設けるフランジの最小厚さ)	F-37-1
第38条	(ふた板の締付ボルト)	F-38-1
第39条	(適用範囲)	F-39-1
第40条	(溶接方法)	F-40-1
第41条	(溶接部に設ける穴)	F-41-1
第42条	(溶接継手の効率)	F-42-1
第43条	(溶接後熱処理)	F-43-1
第44条	(溶接部の要件)	F-44-1
第45条	(溶接部の機械試験)	F-45-1
第46条	(試験板)	F-46-1
第47条	(機械試験及び試験片)	F-47-1
第48条	(引張試験)	F-48-1
第49条	(引張試験の合格基準)	F-49-1
第50条	(曲げ試験)	F-50-1
第51条	(曲げ試験の合格基準)	F-51-1
第52条	(衝撃試験)	F-52-1
第53条	(衝撃試験の合格基準)	F-53-1
第54条	(再試験を行うことができる条件)	F-54-1
第55条	(再試験の試験片及び合格基準)	F-55-1
第56条	(放射線検査)	F-56-1
第57条	(余盛りの高さ)	F-57-1
第58条	(放射線検査の方法及び合格基準)	F-58-1
第59条	(超音波探傷試験)	F-59-1
第60条	(磁粉探傷試験)	F-60-1
第61条	(浸透探傷試験)	F-61-1
第63条	(水圧試験)	F-63-1
第64条	(安全弁その他の安全装置)	F-64-1
第65条	(銘板)	F-65-1
第66条	(近接した2以上の第一種圧力容器の特例)	F-66-1
第67条	(ふたの急速開閉装置)	F-67-1

第68条（圧力計）	F-68-1
第70条（特例）	F-70-1
第72条（銘板）	F-72-1
第73条（準用）	F-73-1
附則	F-附則-1
別添2	F-別添2-1
多層巻円筒形圧力容器	F-多層巻-1
高張力鋼の工作基準	F-高張力鋼-1
平成28年（2016年）7月圧力容器構造規格の一部改正に係る Q & A	F-平成28年 Q & A-1

G. 小型圧力容器構造規格

小型圧力容器	G-小型圧力容器-1
--------	------------

H. その他

手数料	H-手数料-1
その他	H-その他-1

法令名等略語一覧

安全規則	ボイラー及び圧力容器安全規則
ボイラー則	ボイラー及び圧力容器安全規則
ボ構規	ボイラー構造規格
圧構規	圧力容器構造規格
製造許可基準	ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準
検定則	機械等検定規則
施行令	労働安全衛生法施行令
小型ボ構規	小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格
小型圧構規	小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格
質疑応答集	全国工作責任者大会質疑応答集総集編

注：問及び答の中で記載している「第〇〇条（第〇〇条）（現第〇〇条）」の（ ）内は、旧構造規格の条文に対応する平成元年改正の構造規格の条文、（現 ）内は、H15年改正の構造規格の条文を表す。

注：問及び答の中で記載している「●●第〇〇条関係」の●●は、性能規定を具体的に満足する基準を例示（例示基準）している通達の項番を表す。